

定期利用保育のご案内【区立認可保育園】

- 定期利用保育は、入園が待機となった1～3歳児について、令和7年3月末まで保育を行う事業です。保育時間・利用料等の利用条件や決定方法が通常の保育と異なります。また、申込の期間・場所等が定められていますので、以下の事項をよくご覧のうえお申込みくださるようお願いいたします（利用を希望されない場合は、手続き等は不要です）。

定期利用保育の概要

- *定期利用保育は、保育園の入園児童数等の状況に応じて施設の使い方を工夫し、臨時に児童を受入れるものです。
- *児童福祉法、子ども・子育て支援法、保育所保育指針及び定期利用保育事業実施要綱等に沿って、乳幼児の発達に必要な保育を提供します。

1 実施する保育園と受入児童数

施設名	所在地	問い合わせ先	受入児童数※1			
			1歳	2歳	3歳	合計
区立世田谷保育園定期利用保育	若林5-27-18	03-3414-5065	-	1	-	1
区立桜保育園定期利用保育	桜2-18-3	03-3426-3761	-	1	-	1
区立豪徳寺保育園定期利用保育	豪徳寺1-34-2	03-3425-8861	-	1	-	1
区立守山保育園定期利用保育	代田6-21-5	03-3460-3066	1	-	-	1
区立上北沢保育園定期利用保育	上北沢4-25-3	03-3302-9045	1	-	-	1
区立上馬保育園定期利用保育	上馬5-29-13	03-3424-8190	1	-	-	1
区立希望丘保育園定期利用保育	船橋6-25-1	03-3302-5814	-	1	-	1
区立南八幡山保育園定期利用保育	八幡山3-9-20-101	03-3329-5021	1	-	-	1
区立給田保育園定期利用保育	給田2-13-6	03-3309-3408	-	1	-	1
区立西之谷保育園定期利用保育	北烏山6-12-21	03-3326-4071	-	1	-	1
区立小梅保育園定期利用保育	喜多見2-10-41-101	03-3417-2841	-	1	-	1

※1 受入児童数について

- ①「1歳」は令和4年4月2日～令和5年4月1日生まれの児童、「2歳」は令和3年4月2日～令和4年4月1日生まれの児童、「3歳」は令和2年4月2日～令和3年4月1日生まれの児童。
- ②申込みの状況等により、受入児童数の年齢別内訳は変更となる場合があります。

2 利用対象者（利用のお申込みができる方）

次の(1)～(3)の要件を全て満たす方が利用できます。

- 世田谷区在住で、集団保育が可能な児童であること
- 保護者が利用開始月に就労しており、保護者共に就労を理由として6ヶ月以上継続して当該児童を保育することができない場合であること（育児休業取得中の方は、利用開始月の月末までに復職していること。また、今後育児休業を取得する場合は、退園していただきます。）
- 施設型給付対象施設または地域型保育事業への入園が待機となった児童であること

【注意】利用開始後に施設型給付対象施設または地域型保育事業への入園が内定した場合、入園月の前月末日をもって定期利用保育の利用は終了となります。内定を辞退した場合も引き続いての利用はできません。

3 利用できる期間

利用できる期間は令和7年3月31日までとなります。（令和7年3月31日で終了し、利用の更新はありません）

※3ページ「利用方法等」もご覧ください。

4 食事

食事は保育園で用意します。アレルギーの対応が必要なお子さんは、代替食または除去食を用意します（アレルギー対応が必要な場合は、診断書等の提出をお願いする場合があります）。

5 保育日

保育園の開園日【祝日・年末年始（12/29～1/3）を除く月～土曜日】

6 利用可能な時間

午前7時15分から午後6時15分まで

7 利用料と保育時間

- 利用料は決定した利用区分に応じた月額制となります（利用料には保育料のほか、原則として給食費等の保育に必要な費用が含まれます）。
- 1日の保育時間は、決定した利用区分に定める利用時間の範囲内となります。

利用料（月額）

利用区分	1・2歳児	3歳児
短時間利用（利用時間が4時間以内の場合）	22,000円	14,500円
基本利用（利用時間が4時間を超え8時間以内の場合）	44,000円	29,500円
長時間利用（利用時間が8時間を超え11時間以内の場合）	50,000円	40,500円

8 他の保育施設との同時利用

保育室・保育ママ・認証保育所との同時利用はできません。

また、施設型給付対象施設及び地域型保育事業への継続入園が決定している方も利用できません。

9 定期利用保育の保育料に対する補助について

以下に該当する方は、保育料に対する補助金の対象となります。

利用料をお支払いいただいた上で、3か月ごとに区に対して請求手続きをしていただきます。

「7 利用料」のうち、保育料のみが補助対象となります。

区からの保育の必要性認定をお持ちの期間が補助対象となりますので、認定切れにご注意ください。

クラス年齢	住民税	子どもの順番	補助上限額 ※1	要件 ※2
1～2歳児 クラス	課税世帯	第2子以降のみ	42,000円	保育の必要性 認定が必要
	非課税世帯	第何子でも可		
3歳児クラス	課税・非課税	第何子でも可	37,000円	

※1 補助対象となるのは月額保育料のみです。食材料費、おむつ等に要する実費負担額（特定費用）は補助対象外です。

※2 保育の必要性の認定を受けている期間が対象です。認定切れとなった日の翌月からは補助対象外となります。

申請方法やスケジュール等の詳細につきましては、世田谷区ホームページをご覧ください。

区のホームページ > 目次から探す > 子ども・教育・若者支援 > 保育
> 多様な保育 > 定期利用保育 > 定期利用保育の保育料補助について

申請にあたっては、以下の書類が必要となります。

①施設等利用費請求書 ②領収書兼提供証明書（世田谷区が発行）のコピー

※②の書類が必要な場合は、各施設へお申し出ください。



ページID：

1545

利用を希望される方

1 必要書類・申込方法

- (1) 同封の申込書（複写不可）に必要事項をご記入のうえ、下記の受付期間中に受付場所まで直接ご持参ください（郵送不可）。
- (2) お申込みは児童1名につき1園に限ります（複数園に申し込まれた場合は、いずれの申込みも無効となります）。

2 受付期間

令和6年4月1日(月)～原則として利用開始希望月の前月15日まで(土日・祝日・閉園日を除く)。

※ただし、15日が閉園日の場合は翌開園日

3 受付場所・受付時間

実施保育園	受付場所			受付時間
	名称	所在地	問い合わせ先	
区立世田谷保育園	区立世田谷保育園	若林5-27-18	03-3414-5065	午前9時から 午後5時まで
区立桜保育園	区立桜保育園	桜2-18-3	03-3426-3761	
区立豪徳寺保育園	区立豪徳寺保育園	豪徳寺1-34-2	03-3425-8861	
区立守山保育園	区立守山保育園	代田6-21-5	03-3460-3066	
区立上北沢保育園	区立上北沢保育園	上北沢4-25-3	03-3302-9045	
区立上馬保育園	区立上馬保育園	上馬5-29-13	03-3424-8190	
区立希望丘保育園	区立希望丘保育園	船橋6-25-1	03-3302-5814	
区立南八幡山保育園	区立南八幡山保育園	八幡山3-9-20-101	03-3329-5021	
区立給田保育園	区立給田保育園	給田2-13-6	03-3309-3408	
区立西之谷保育園	区立西之谷保育園	北烏山6-12-21	03-3326-4071	
区立小梅保育園	区立小梅保育園	喜多見2-10-41-101	03-3417-2841	

4 利用者の決定

空きがあった場合に、直近の認可保育園等の入園選考結果の指数を基に、選考いたします（空きがない場合は、選考を行いません）。選考の結果、利用内定となった方へのみ保育園からお電話でご連絡を差し上げます。

5 面談・健康診断

- (1) 利用内定となった方は、園の指定する時期までに必ず保護者・児童の面談をしていただきます（利用条件の確認のほか、集団保育が可能であることなどを面談で確認させていただきます）。
- (1) 面談の日時は、園から内定連絡の際にお知らせいたします。また、併せて「児童票」の記入や健康診断の受診（必要に応じてアレルギー診断書等の提出）をお願いする場合がありますのであらかじめご了承ください。

年度途中に実施する園がある場合には定員・受付期間等が決定次第、区のホームページ等でご案内いたします。

世田谷区のホームページ ページID：1543 (<https://www.city.setagaya.lg.jp/02243/1543.html>)

■利用条件の詳細について

- * 区立保育園で実施する定期利用保育の利用にあたっては、世田谷区が決定させていただきます。
- * 利用条件は世田谷区が定めています。利用内定時の面談の際に、利用条件の詳細について十分に世田谷区（保育園）とお話し合いいただき、内容をよくご確認ください。
- * 1・2ページに記載するほか、下記に関する主な条件は、原則として次のとおりとなりますので、あらかじめご了承ください。

1 保育時間と利用区分

- (1) 1日の保育時間は、決定した利用区分に定める利用時間の範囲内となります。
- (2) 決定した利用区分に定める利用時間を超えて保育を必要とする場合は、利用区分の変更が必要になります。

2 利用料

- (1) 利用料は毎月1日から末日までを単位とする月額制とし、各月の利用料の利用区分は、各月の1日現在の利用区分に基づき適用されます。
- (2) 各月の利用料の納入は、原則として各月の当月5日が期限となります。
- (3) 各月の利用料等は、払込用紙によりお近くの金融機関（ゆうちょ銀行可）でお支払いください。
- (4) 利用期間中は保育の利用を予定しない月についても、適用される利用区分に従い、利用料をお支払いいただきます。
- (5) 特別に費用が発生したときは、月額の利用料とは別に実費相当分の費用を請求する場合があります。

3 利用の辞退

- (1) 利用を辞める場合は、利用の最終日の属する月の前月20日までに世田谷区(保育園)へ書面にて申し出ていただきます。

4 利用区分の変更

- (1) 利用区分を変更する場合は、変更する日の属する月の前月20日（以下、「変更期限」といいます。）までに、世田谷区(保育園)へ書面にて申し出ていただきます。
- (2) (1)に関わらず、変更期限を経過した後、利用区分を超えて保育を必要とする場合においては、利用区分を超えて保育を必要とする日を変更日として変更決定とさせていただきます。なお、この場合においては、当該変更日の属する月から変更後の利用区分の利用料が適用されます。

5 その他

- (1) 保育中に連絡が取れない、開所時間内にお子さんを引き取りに来ないなどの場合は、利用をお断りする場合があります。
- (2) 決定後、勤務先を退職した場合には、速やかに園にお知らせください。月の初日から末日まで1ヶ月以上就労しない場合は利用の辞退となります。

■空き情報の公開について

定期利用保育の空き情報は、4月以降の毎月中旬に区のホームページに掲載します。

世田谷区のホームページ ページID：1544 (<https://www.city.setagaya.lg.jp/02243/1544.html>)

■お問い合わせ

・区立保育園の定期利用保育について

世田谷区子ども・若者部保育課区立保育園運営担当 電話 03-6453-4837

・定期利用保育の保育料に対する補助について

世田谷区子ども・若者部保育認定・調整課認可外保育施設担当 電話 03-5432-2313

(お問い合わせ時間：祝日・年末年始(12/29～1/3)を除く月～金曜日 午前8時30分から午後5時まで)